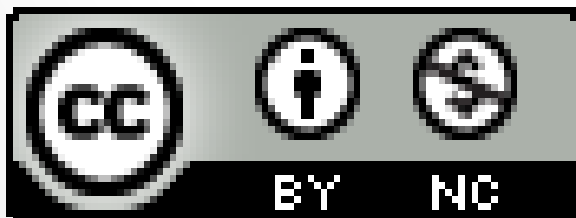


平成27年度図書館職員専門研修  
**図書館と著作権**  
—著作権法の知識と判断基準—

南 亮一（国立国会図書館）

bzm02120@nifty.com



このスライドはクリエイティブ・コモンズ表示-非営利4.0国際ライセンスの下に提供されています。

# 本日の構成

- 著作権法の解釈の「考え方」とは？
- 著作権とは？
- それぞれのサービスとの関係
  - 閲覧／上映、貸出し、複写、引用・転載、ネット上の画像等の利用
- 「権利制限規定」が適用できないときは？

# 著作権法の解釈の「考え方」とは？

...

平成27年度図書館職員専門研修

図書館と著作権

—著作権法の知識と判断基準—

# 著作権法の解釈の「考え方」とは？

- 我々はどこまで知っていなければならないのか？

「（国家賠償法 1 条の過失に関して）判例は・・・公務員が職務上要求される標準的な注意義務に違反していると認められれば、過失を肯認する」

原田尚彦「行政法要論（全訂 7 版補訂 2 版）」（学陽書房，2012）

⇒「職務上要求される標準的な注意義務」の範囲を学ぶ必要がある。

# 著作権法の解釈の「考え方」とは？

「ある事項に関する法律解釈につき異なる見解が対立して疑義を生じ、拠るべき明確な判例、学説がなく、実務上の取扱いも分かれていて、そのいずれについても一応の論拠が認められる場合に、公務員がその一方の解釈に立脚して公務を執行したときは、後にその執行が違法と判断されたからといって、ただちに右公務員に過失があつたものとすることは相当ではな（い）」

最判昭和49年12月21日（旧競売法に基づく不動産競売手続に関する判決）

⇒ 「拠るべき明確な判例・学説」に基づく公務の執行  
⇒ 解釈の論拠を踏まえた公務の執行の必要性

# 著作権法の解釈の「考え方」とは？

- 著作権法の解釈のよりどころとは？
    - 裁判所の判決⇒じつはほとんどない。
    - 著作権法学者等の見解：逐条解説書・概説書を読む。
    - 法制定時の背景（＝立法者意思）：法案作成の際にどのような考えでその法案を作ったか。⇒国会会議録・審議会報告書・文化庁担当者による解説記事
    - 文化庁の見解⇒逐条解説書あり。
    - 文化庁や著作権関係団体等のQ&A
- ⇒でも読むのは大変だし、図書館業務に寄り添って書かれているわけではない。

# 著作権法の解釈の「考え方」とは？

- そこで業界団体の登場！
    - 全国公共図書館協議会、国公立大学図書館協力委員会、専門図書館協議会、全国学校図書館協議会、日本図書館協会等の団体が、実務の観点から、解説書やQ&A集の出版、研修会の開催等により、実務的な観点から考え方の説明をしている。
- ⇒ただ、ここで示された解釈が本当に正しいかわかりませんし、ピッタリ当てはまる事例がないことも。あくまで「目安」と考えるべき。（この私の講義内容もそうです！）

# Q & A

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）

<http://chosakuken.bunka.go.jp/naruhodo/>

- 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）

[http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA\\_v8.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA_v8.pdf)

- 著作権Q&A（著作権情報センターHP）

<http://www.cric.or.jp/qa/index.html>



# Q & A

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）

The screenshot shows the 'Copyright Q&A' page on the Japanese Ministry of Culture website. The page features a green header with the title '著作権なるほど質問箱' and a large copyright symbol. A sidebar on the left contains a navigation menu with items such as 'トップページ (著作権Q&A)', '更新履歴', '著作権制度の概要', 'トピックス', '関連用語', '最近の法改正等について', '関係法令', 'セミナー・シンポジウムのお知らせ', '著作権教育情報', and '著作権関係団体へのリンク'. The main content area includes a search bar with a 'キーワード検索' button, a '検索' button, and a 'カテゴリ検索' section. Below this, there are two columns of questions: '権利者の立場' (Rights holder's perspective) and '利用者の立場' (User's perspective). The '権利者の立場' column lists questions about protecting copyright, such as '著作権を取りたいのですが、申請や登録といった手続きは必要ですか。' and 'どのような「作品」が、著作権法で保護されるのでしょうか。'. The '利用者の立場' column lists questions about using copyright, such as '著作物の利用について一般的なことを教えてください。' and '個人・家庭内における利用について教えてください。'.

■利用にあたっての注意

## 著作権Q&A

キーワード検索  検索

カテゴリ検索

**権利者の立場**  
著作権を保護したい

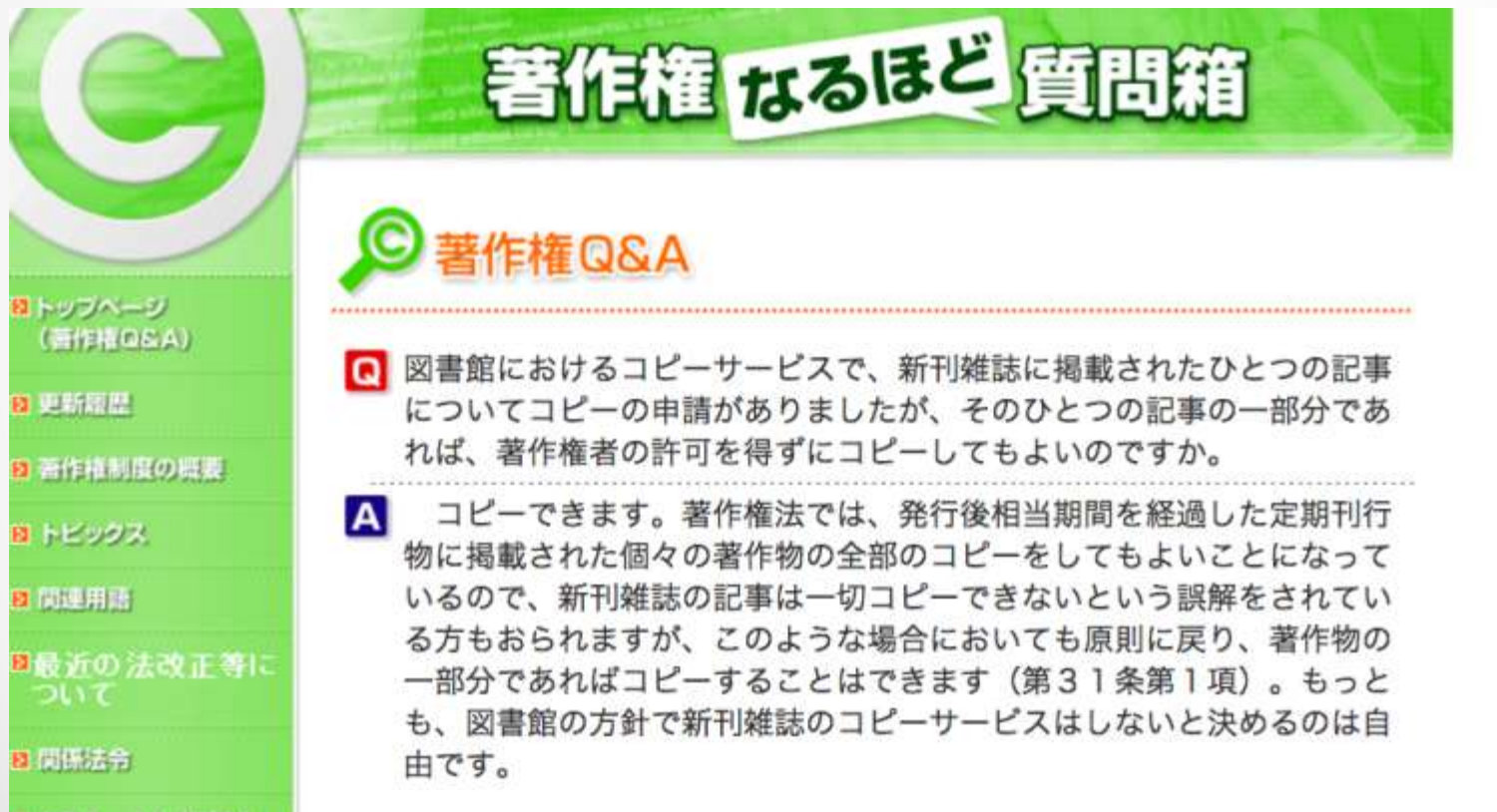
- 著作権を取りたいのですが、申請や登録といった手続きは必要ですか。
- どのような「作品」が、著作権法で保護されるのでしょうか。
- 著作権の内容について教えて

**利用者の立場**  
著作物を利用したい

- 著作物の利用について一般的  
なことを教えてください。
- 個人・家庭内における利用に  
ついて教えてください。
- 図書館・視聴覚ライブラリー  
における利用について教えて  
ください。

# Q&A

- 著作権なるほど質問箱（文化庁HP）



**著作権なるほど質問箱**

**著作権Q&A**

**Q** 図書館におけるコピーサービスで、新刊雑誌に掲載されたひとつの記事についてコピーの申請がありましたが、そのひとつの記事の一部であれば、著作権者の許可を得ずにコピーしてもよいのですか。

**A** コピーできます。著作権法では、発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物の全部のコピーをしてもよいことになっているので、新刊雑誌の記事は一切コピーできないという誤解をされている方もおられますが、このような場合においても原則に戻り、著作物の一部であればコピーすることはできます（第31条第1項）。もっとも、図書館の方針で新刊雑誌のコピーサービスはしないと決めるのは自由です。

■ トップページ (著作権Q&A)  
■ 更新履歴  
■ 著作権制度の概要  
■ トピックス  
■ 関連用語  
■ 最近の法改正等について  
■ 関係法令

# Q & A

- 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）

大学図書館における著作権問題Q & A

(第8版)

国公立大学図書館協力委員会

大学図書館著作権検討委員会

2012. 3. 23

# Q&A

- 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）

## 目 次

はじめに

Q&A

**1. セルフコピー、私的複製** . . . . . 1

Q1：図書館にあるコイン式コピー機でコピーをする時には、なぜ申込書を書かなければならないのですか。

Q2：図書館に設置しているコピー機で、利用者が持ち込んだ資料・ノート等を複写したいという要望がありますが、許可して問題ないでしょうか。

Q3：利用者から資料の一部をメモする代わりに、デジタルカメラで撮影したいと申出がありました。認めても問題はないでしょうか。

**2. 公表された著作物の一部分** . . . . . 2

Q4：図書の中半まではコピーしてよいと聞きましたが、著作権法には一部分ならよいと書いてあります。無許諾で複写可能な範囲を教えてください。

Q5：「著作物の一部分」を例示してください。

# Q & A

## • 大学図書館における著作権問題Q&A（第8版）

**Q 8 : ある政治家の日記が 5 冊セットで出版されましたが、コピーできるのはそれぞれの冊子の半分以下ですか、それとも 5 冊全体の半分以下ですか。**

A 1 : 利用者に提供できる複写物は、法 31 条 1 項 1 号により「公表された著作物の一部分」（おおむね半分以下）とされています。この日記の場合は、全体が一つの著作物と考えられますから、複写が可能となるのは 5 冊全体の半分以下と考えられます。

しかしながら、日記の各巻が分売されているような場合、その 1 冊を丸々複写することは、著作権者の利益を保護する観点からは望ましいとはいえず、冊子の購入などを検討すべきと考えられます。このような観点から、便宜上、物理単位 1 冊を 1 著作物として扱い、1 冊の半分以下として運用している図書館もあるようです。

A 2 : 通常、日記は 1 日 1 日の記録で完結しているものであり、1 日 1 日の記録に連載小説のような連続性はありません。また、政治家の日記であれば、選挙や政党活動などのテーマ別に編集可能であることから、1 日分の記録が独立した著作物であり、コピーできるのは 1 日分の半分以下と考えるのが自然です。ただし、同時に、複数の日にちの記録に対する複写申込を受け付けることに問題はないでしょう。

**Q 9 : 学生が 15 枚 1 組の紙芝居のうち、5 枚について絵の面を複写したいと申し込んできましたが、この場合、著作物の半分以下という条件に合致するのでしょうか。**

# 情報源

## 【逐条解説書】

- 加戸守行 著. 著作権法逐条講義. 6訂新版. 著作権情報センター, 2013.8. 1070p ; ISBN 978-4-88526-073-5 ;
- 小倉秀夫, 金井重彦 編著. 著作権法コンメンタール. レクシスネクシス・ジャパン, 2013.5. 1777p ; ISBN 978-4-902625-69-1 ;
- 半田正夫, 松田政行 編. 著作権法コンメンタール. 第2版. 勁草書房, 2015.12. [3分冊]
- 文化庁文化部著作権課内著作権法令研究会 編. 著作権関係法令実務提要. 第一法規出版, 1980.8- 冊 (加除式) ;

## 【概説書】

- 中山信弘 著. 著作権法. 第2版. 有斐閣, 2014.10. 689p ; ISBN 978-4-641-14469-9 ;
- 作花文雄 著. 詳解著作権法. 第4版. ぎょうせい, 2010.4. 909p ; ISBN 978-4-324-08975-0 ;

# 情報源

## 【審議会報告書等】

- 文化庁HP内「文化審議会著作権分科会」のページ  
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/>
- 同「最近の法改正等について」のページ  
<http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/>
- 雑誌『コピーライト』等に掲載の文化庁著作権課作成の法改正解説記事
- 著作権情報センターHP内「著作権審議会／文化審議会分科会報告」のページ  
<http://www.cric.or.jp/db/report/index.html>

# 情報源

- 文化審議会著作権分科会のページ（文化庁HP）

## 議事次第

- 開会
- 議事
  - (1) 教育の情報化の推進について
  - (2) その他
- 閉会

## 配布資料一覧

- |       |  |
|-------|--|
| 資料1   | <a href="#">一般社団法人学術著作権協会提出資料</a> (483KB)                            |
| 資料2   | <a href="#">一般社団法人日本書紀出版協会提出資料</a> (157KB)                           |
| 資料3   | <a href="#">一般社団法人日本写真著作権協会提出資料</a> (192KB)                          |
| 資料4   | <a href="#">公益社団法人日本文藝家協会提出資料</a> (223KB)                            |
| 資料5   | <a href="#">一般社団法人日本新聞協会提出資料</a> (1.76MB)                            |
| 参考資料1 | <a href="#">ヒアリング出席者一覧</a> (29KB)                                    |
| 参考資料2 | <a href="#">教育の情報化の推進に関する御意見について（平成22年2月15日文化審議会著作権分科会決定）</a> (89KB) |
| 参考資料3 | <a href="#">第15期文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会委員名簿</a> (62KB)                |
|       | <a href="#">出席者名簿</a> (45KB)   |

## 議事内容

【土肥生香】 それでは、定刻でございますので、ただいまから文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会の第3回を開催いたします。本日はお忙しい中、御出席を賜りまして、誠にありがとうございます。

議事に入ります前に、本日の会議の公開についてでございますけれども、予定されております議事内容を参照いたしますと、特設非公開とするには及ばないように思われます。紙に傍聴者の方には御入場いただいておりますところでございますけれども、特に御異議はございませんでしょうか。

- ・ 芸術文化
- ・ 文化財
- ・ 著作権
- ・ 国際文化交流・国際貢献
- ・ 国語広販・日本語教育
- ・ 宗教法人と宗教行政
- ・ 美術館・歴史博物館
- ・ 各種助成金・支援制度一覧
- ・ 文化審議会・懇談会等



# 情報源

- 最近の法改正等のページ（文化庁HP）

The screenshot shows the homepage of the Agency for Cultural Affairs (文化庁). The header includes the logo, navigation links for English, accessibility, site map, and text size, along with an internal search bar and a link to 'お問い合わせ' (Contact Us). The main navigation menu features icons for '文化庁の紹介' (Introduction), '政策について' (About Policy), '行事・シンポジウム' (Events/Symposiums), '広報・報道・お知らせ' (Public Relations/News/Information), '統計・白書・出版物' (Statistics/White Papers/Publications), and '申請・募集・情報公開' (Applications/Recruitment/Information Disclosure). The breadcrumb trail reads: ホーム > 政策について > 著作権 > 最近の法改正 > 平成24年通常国会 著作権法改正について. The main heading is '平成24年通常国会 著作権法改正について'. The content area is titled '1. はじめに' (1. Introduction) and contains the following text: '著作権法の一部を改正する法律' (Law for Partial Amendment of the Copyright Act) was established on June 20, 2012, and will be implemented on January 1, 2013. A summary and English translation are provided below. Links are available for the summary (1.20MB), the law text (132KB), and the comparison table (1.84KB). A note mentions that the law is also available on e-gov. The right sidebar contains a menu with '政策について' (About Policy) selected, and other items like '文化行政の基礎' (Basics of Cultural Administration), '芸術文化' (Arts and Culture), '文化財' (Cultural Property), '著作権' (Copyright), '国際文化交流・国際貢献' (International Cultural Exchange and Contribution), and '国際協定・日本語教育' (International Agreements and Japanese Language Education).

文化庁  
Agency for Cultural Affairs, Government of Japan

English よくあるお問い合わせ サイトマップ スマホサイズ 標準 大 特大

サイト内検索

お問い合わせ

文化庁の紹介 政策について 行事・シンポジウム 広報・報道・お知らせ 統計・白書・出版物 申請・募集・情報公開

ホーム > 政策について > 著作権 > 最近の法改正 > 平成24年通常国会 著作権法改正について

## 平成24年通常国会 著作権法改正について

### 1. はじめに

「著作権法の一部を改正する法律」が、第180回通常国会において、平成24年6月20日に成立し、同年6月27日に平成24年法律第43号として公布されました。本法律は、一部の規定を除いて、平成25年1月1日に施行されることとなっています。

改正法の概要及び英文は、以下のとおりです（青字の部分にカーソルを合わせてクリックすると、内容を見ることができます）。

- [著作権法の一部を改正する法律 概要](#) (1.20MB)
- [著作権法の一部を改正する法律 条文](#) (132KB)
- [著作権法の一部を改正する法律 新旧対照表](#) (1.84KB)

改正法の解説については、こちらを御覧ください。

- [著作権法の一部を改正する法律\(平成24年改正\) について\(解説\)](#) (522KB)

また、改正後の著作権法は、e-govに掲載されています。  
(<http://www.e-gov.go.jp/cgi-bin/dxsearch.cgi>)

以下、改正法の趣旨及び内容の概要についてご紹介します。

- 政策について
- 文化行政の基礎
- 芸術文化
- 文化財
- 著作権
- 国際文化交流・国際貢献
- 国際協定・日本語教育

# ガイドライン等

【権利者団体との協議の成果としてのガイドライン】

- 日本複写権センター「複写に関するガイドライン（案）」  
（1993年6月17日）\*URLは「抜粋」版  
[http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/ctosho/lib/topic/fuku\\_guide.pdf](http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/ctosho/lib/topic/fuku_guide.pdf)
- 「著作権法第31条に関する2つのガイドライン」（平成18年1月1日）  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>
  - 「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
  - 「複製物の写り込みに関するガイドライン」
- 「図書館の障害者サービスにおける著作権法第37条第3項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン」（平成22年2月18日）  
<https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>

# ガイドライン等

## 【図書館団体等が解釈の指針として示したガイドライン等】

- 全国公共図書館協議会「公立図書館における複写サービスガイドライン」（平成24年7月6日）  
<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/zenkouto/pdf/hukusyasabisu.pdf>
- 佐賀県立図書館「児童書の表紙画像の利用についてのページ」 <http://www.tosyo-saga.jp/kentosyo/jidouhyoushi/>

## 【著作権者団体が解釈の指針として示したガイドライン】

- 著作権法第35条ガイドライン協議会「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」（平成16年3月）  
[http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)
- 児童書四者懇談会「お話会・読み聞かせ団体等による著作物の利用について」（平成19年4月2日）
- <http://www.jbpa.or.jp/guideline/readto.html>

# 図書館団体による解説書等

- 日本図書館協会障害者サービス委員会, 著作権委員会 編. 障害者サービスと著作権法. 日本図書館協会, 2014.9. 131p ; ISBN 978-4-8204-1409-4 :
- 森田盛行. 気になる著作権Q & A. シリーズはじめよう学校図書館 8. 全国学校図書館協議会, 2013.7. 51p ; ISBN 978-4-7933-2288-4 :
- 専門図書館協議会. 専門図書館と著作権Q & A 2012. 専門図書館協議会, 2012.9.
- 日本図書館協会著作権委員会 編. 図書館サービスと著作権. 改訂第3版. 日本図書館協会, 2007.5. 282p ; ISBN 978-4-8204-0705-8 :
- 【再掲】 大学図書館における著作権問題Q&A (第8版)  
[http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA\\_v8.pdf](http://www.janul.jp/j/documents/coop/copyrightQA_v8.pdf)

# 著作権とは？

...

平成27年度図書館職員専門研修

図書館と著作権

—著作権法の知識と判断基準—

# 著作権とは？

- 著作権：「著作物」を使うときに働く権利。
- 原則として著作者（著作物を作った人）が持っている。

(例外)

- 「職務著作」：作った人が所属する組織が著作者となる場合。
- 著作者が著作権を譲渡したり相続により著作権が移転した場合（この場合の著作権を持つ人のことを「著作権者」といいます）

# 著作権とは？（続）

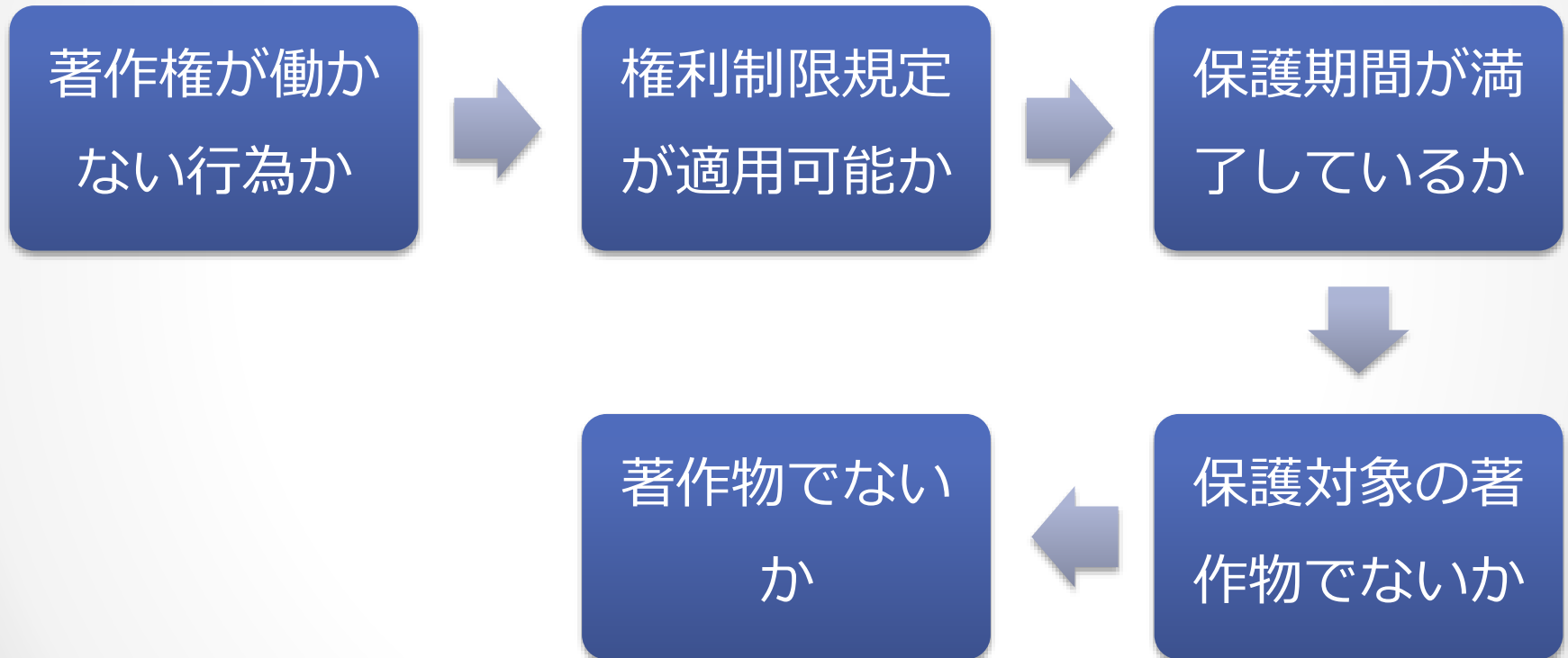
- （あまりピンと来ないかもしれませんが）著作物を使う場合には、著作（権）者から許諾を得なければなりません。
- ただ、例外がいろいろと…。

## 【主な例外】

1. 特別の定め（「権利制限規定」）がある場合
2. 著作権が切れている（消滅している）場合
3. その他（法令・通達・判決文など）

⇒このため、ほとんどの場合に許諾を得なくてよいようになっています！

# 許諾が必要かのチェックリスト





# 「著作隣接権」について

- 著作権法では、「著作権」とは別に、「実演」(演奏、歌唱、演技、演芸、指揮、演出…)、「レコード」、「放送」、「有線放送」を「著作隣接権」という権利で保護。
- 権利の働き方が「著作権」とほぼ同一で、放送番組やレコードを使う場合などだけにしか関係しませんので、今回は説明を省略します。

# 著作権法の解釈不要の場合

- 使用許諾条件が定められている場合
  - 商用オンラインデータベース など
- (一定範囲での) 自由利用を許諾する表示がある場合
  - 文化庁の「自由利用マーク」 (ほとんどない)
  - クリエイティブコモンズ・ライセンス (ネット上など)
  - EYEマーク
- ※利用を制約する表示については基本的に従う必要はない。(例: 「禁無断転載」 など)

# 著作権法の解釈不要の場合

## 商用オンラインデータベースの例

(例) 聞蔵IIビジュアル利用規約【公共図書館用】

2. 利用者は、認証端末における1回の利用につき、次の範囲でプリントアウトができますが、同一データを複数プリントアウトしたり、プリントアウトしたデータをさらに複製したりすることはできません。また、利用者が本項のプリントアウトを行う回数は、利用者お一人1日当たり2回までを限度とします。

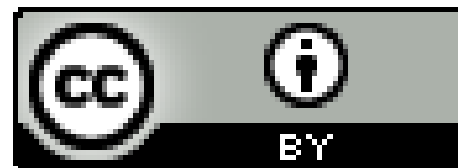
(1) 見出しまでの検索結果：最大1000件 (2) 記事本文(テキスト・イメージ)：最大50件 (3) 人物データ：最大50件 (4) 紙面イメージ：最大50件 (5) 歴史アーカイブデータ：最大50件 (6) 知恵蔵データ：最大50件

# 著作権法の解釈不要の場合

## 自由利用を認める表示の例



利用の際は必ず下記サイトを確認下さい。  
[www.bunka.go.jp/jiyuriyo](http://www.bunka.go.jp/jiyuriyo)



クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの一例  
<http://creativecommons.jp/licenses/>



視覚障害その他の理由で活字のままではこの本を利用出来ない人のために、営利を目的とする場合を除き「録音図書」「点字図書」「拡大写本」等の製作をすることを認めます。その際は著作権者、または、出版社までご連絡下さい。

# どういう場合に著作権が働くか

- 「著作権」は大きく「著作者人格権」と「著作権」に別れる。
- 著作者人格権

権利の名称	根拠条文	内容
公表権	18条	公表するか否か、公表するタイミングを決定 ※日記、書簡の閲覧で関係
氏名表示権	19条	名前を出すか、出すならどういう名前にするかを決定
同一性保持権	20条	題号や中身を無断で改変されない。 (やむを得ない場合は除く) ※複写の縦横比の変更などで関係 ※白黒コピーは「やむを得ない」

# どういう場合に著作権が働くか

- 著作権

権利の名称	根拠条文	具体例
複製権	21条	コピー、デジタル化、録音録画など
上演・演奏権	22条	レコード再生など
上映権	22条の2	DVD・マイクロ資料の閲覧・上映など
公衆送信権	23条1項	メール配信、放送、アップロードなど
伝達権	23条2項	街頭テレビ、サウナ・美容室などでの受信
口述権	24条	朗読
展示権	25条	(美術・未公表写真の) 展示
頒布権	26条	ビデオソフトの貸出、新品販売
譲渡権	26条の2	新品販売
貸与権	26条の3	資料の貸出し (ビデオソフトを除く)
翻訳・翻案権	27条	和訳、立体化、平面化、映画化など

# どういう場合に著作権が働くか

- 複写 = 複製に該当。「複製権」
- 貸出
  - 映画：頒布に該当。「頒布権」
  - 映画以外：貸与に該当。「貸与権」
- 閲覧
  - 端末・モニタを通じて：上映に該当。「上映権」
  - 音楽CDなど：演奏に該当。「演奏権」
  - 紙媒体：著作権は働かない！

# 著作権が働かないのは？

- 紙の資料の閲覧サービス

cf) マンガ喫茶の営業形態

- 新聞原紙から記事を切り抜き、スクラップ帳に貼付して閲覧に供する。

cf) 新聞からコピーしたものを貼ると×

- 本の表紙カバーを外して新刊案内として掲示
- 本の表紙カバーを切り取ってしおりなどに作り替える。

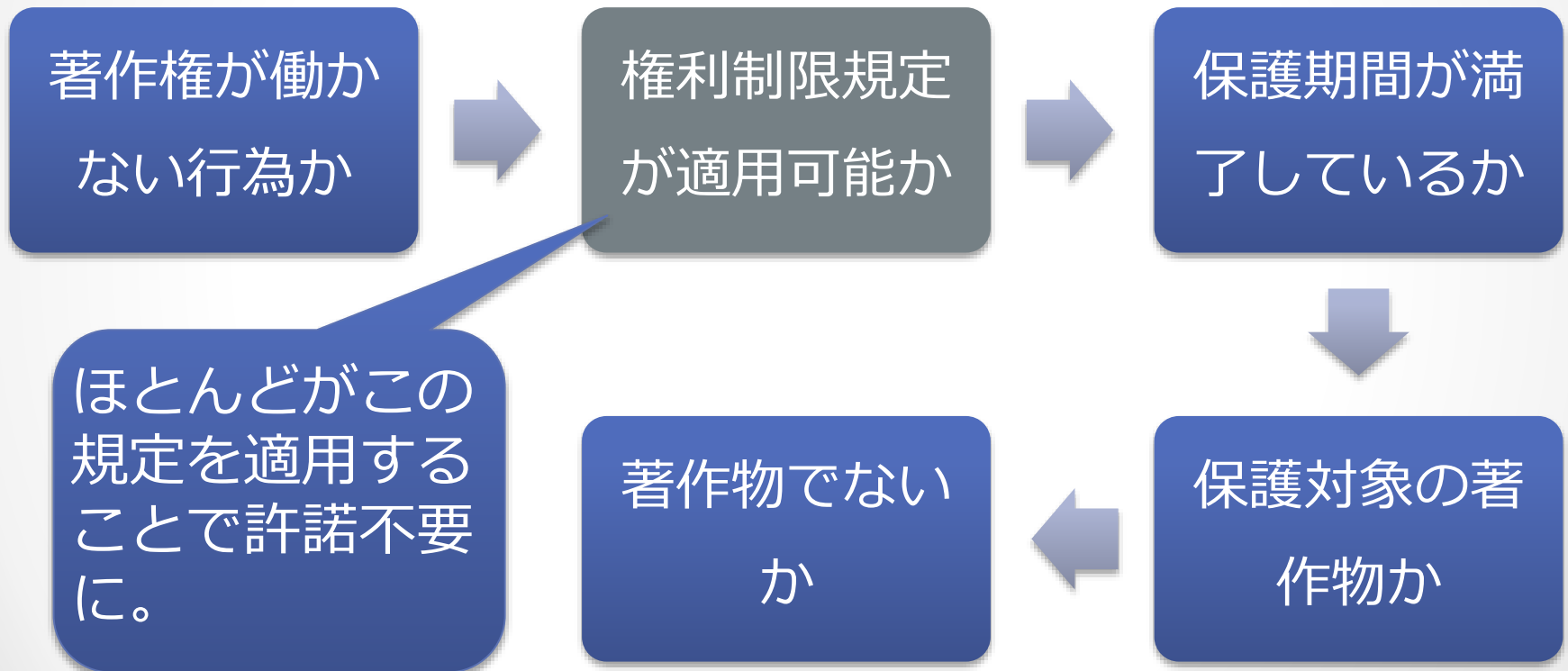
cf) 表紙を描いたり、コピーして活用すると×

- リンクを貼る。

•



# それじゃどうして許諾要らないの？



# それぞれのサービスとの関係

...

平成27年度図書館職員専門研修

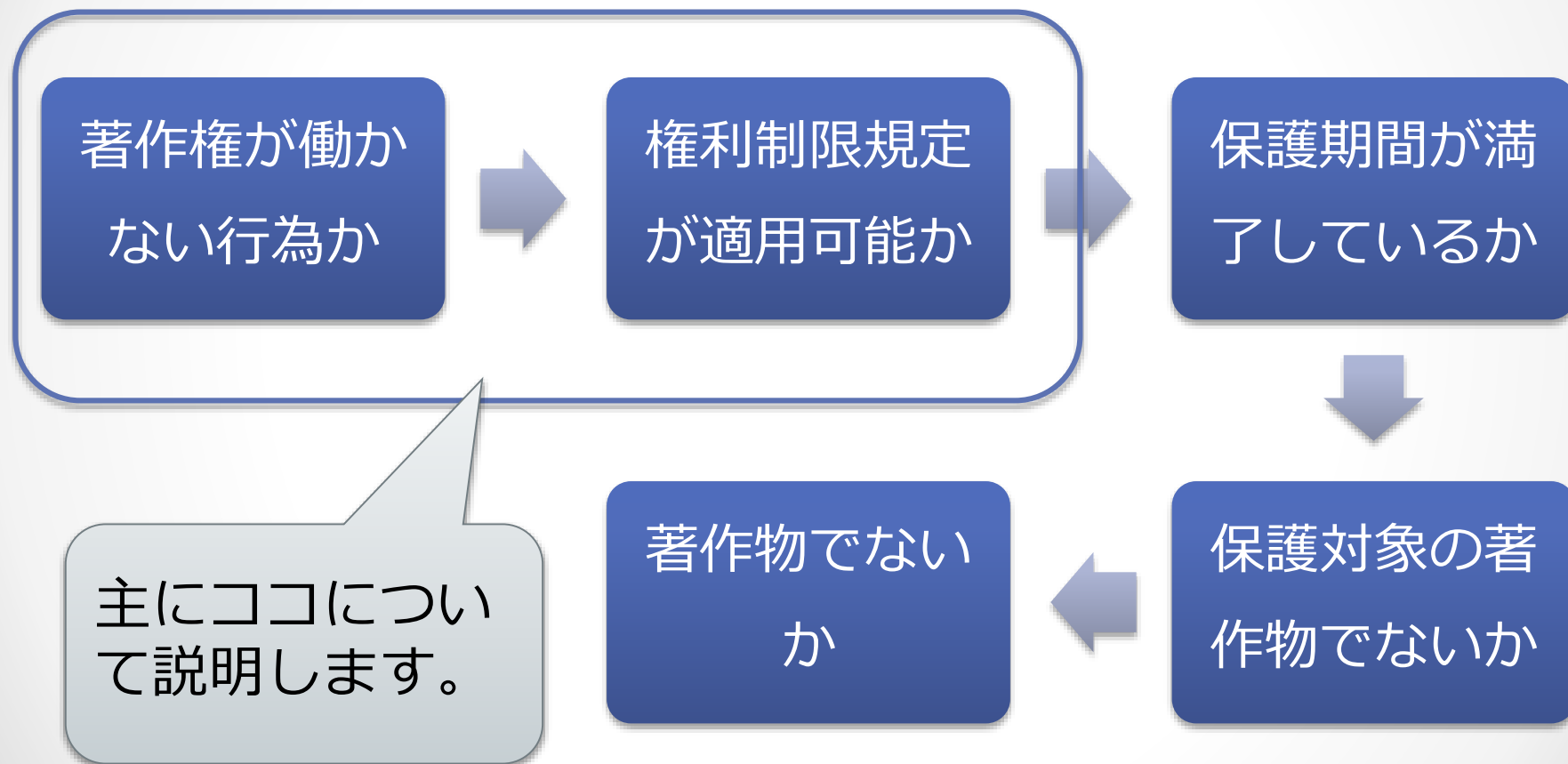
図書館と著作権

—著作権法の知識と判断基準—

# はじめに

- ここでは、「権利制限規定」について、それぞれのサービスごとにどのように適用されるかについて説明します。
- 「権利制限規定」：一定の条件（公益目的など）を満たせば、著作（権）者からの許諾を得なくてよいとする規定。
- 日常行っている著作物の利用のほとんどについて著作（権）者からの許諾が不要なのは、この権利制限規定によるもの。

# 許諾が要るかのチェックリスト



# 主な権利制限規定

名称	根拠条文	具体例
私的使用のための複製	30条1項	ビデオ録画、模写、コンビニコピーなど
図書館等における複製	31条1項	コピーサービス、保存のための複製など
引用	32条1項	批評や紹介のために文章や絵などを掲載
授業のための複製	35条1項	学校の授業の教材にするための複製
点字による複製等	37条1・2項	点字図書や点字データの作成、送信
視覚障害者等への複製等	37条3項	録音図書・拡大本等の作成、ネット配信
非営利・無料の上映等	38条1項	非営利・無料による演奏・口述・上映など
非営利・無料の貸与	38条4項	非営利・無料による貸出し
翻訳・翻案による利用	43条	権利制限の対象行為に翻訳・翻案を追加
複製物の譲渡	47条の9	権利制限規定の目的内で譲渡OK

# はじめに

問：日本においてフェアユースを主張された場合にどのように判断すればよいか。

図書館内においては図書館が規定する基準において運用するということがよいのだろうが、例えば外部団体に協力する形で何かの事業をやるような場合に、図書館館内と同じ基準で判断してよいのか（主にボランティアグループなど）迷うことがある。

答：誰が行うかで適用される権利制限規定が異なることがあります。ただ、図書館が行う場合にだけ適用されるかどうかが決まるものは、著作権法31条と37条3項だけです。なので、複写サービスと録音図書等の製作を除けば、図書館が行ってOKなのはボランティアがやってもOKのはずです。

# はじめに

## ◆取り上げる図書館サービス

1. 閲覧／上映
2. 貸出し
3. 複写
4. 引用・転載
5. ネット上の画像等の利用

# 1. 閲覧／上映

3つに分類できます。

1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合
2. 音楽を聴いてもらう場合
3. 紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合



# 1. 閲覧／上映

## 1. ディスプレイ・モニタを通じて見せる場合

- 「上映」（著作権法第2条第1項第16号）に該当。
  - 「上映権」（同第22条の2）の対象に。
  - 「非営利・無料」の上映（同第38条第1項）に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

# 1. 閲覧／上映

- 法2条1項16号

十六 上映 著作物（公衆送信されるものを除く。）を映写幕その他の物に映写することをいい、これに伴って映画の著作物において固定されている音を再生することを含むものとする。

⇒映画の上映以外にも、画像ファイル（静止画）・文書などをモニタやディスプレイに映し出す行為も含まれます。また、AVブースで見せる行為も含まれます。

- 法22条の2（上映権）

「著作権者は、その著作物を公に上映する権利を専有する」

# 1. 閲覧／上映

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）

「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

⇒この規定は閲覧サービス以外にも様々なところで適用される重要な規定です。

- 有料化すると許諾が必要に！
-

# 許諾が要るかのチェックリスト

上映に該当。上映権の対象に。



非営利・無料の上映  
(著38①)に該当。

保護期間が満了しているか

著作物でないか

保護対象の著作物でないか

# 発展：上映会は？

- 法38条1項は映画の上映一般にも適用可能な条文ですが、上映会については制約が。なぜ？
- ビデオが普及した1980年ごろからビデオ業者や劇場主からクレームが発生し始めました。
- この対応のため、（社）日本図書館協会と（社）日本映像ソフト協会が協議を行い、上映会のためのガイドラインとなる「合意書」（2001.12.12）を策定。
- 以後はだいたいこのガイドラインに沿った運用が行われています。（ビデオ・映画関係者との摩擦回避のため）

# 発展：上映会は？

- 「合意書」の内容
  - (i) 対象となる「上映」：上映会。館内視聴は対象外。
  - (ii) 対象となる資料：ビデオ、DVD。フィルムは対象外。
  - (iii) 内容：①「上映権付き」は無条件OK。それ以外でも「16mm興行、ビデオレンタルショップやビデオ販売業務などで同一著作物の商業的利用が行われているとき」でなければOK。
- 上映権付きビデオは通常は自館のみの使用に限定とされます（詳細は利用条件をご確認ください）。
- ⇒「著作権法の解釈不要の場合」へ！場合によっては許諾を取った方がよい場合もあります。

# 1. 閲覧／上映

## 2. 音楽を聴いてもらう場合

- 「演奏」（著作権法第2条第7項）に該当。
  - 「演奏権」（同第22条）の対象に。
  - 「非営利・無料」の演奏（同第38条第1項）に該当。
- ∴ 著作権者からの許諾は不要。

# 1. 閲覧／上映

- 法2条7項

「この法律において、「上演」、「演奏」又は「口述」には、著作物の上演、演奏又は口述で録音され、又は録画されたものを再生すること（公衆送信又は上映に該当するものを除く。）及び著作物の上演、演奏又は口述を電気通信設備を用いて伝達すること（公衆送信に該当するものを除く。）を含むものとする。

- 法22条（上演権及び演奏権）

「著作者は、その著作物を、公衆に直接見せ又は聞かせることを目的として（以下「公に」という。）上演し、又は演奏する権利を専有する」



# 1. 閲覧／上映

- 法38条1項（非営利・無料の上演等）

「公表された著作物は、営利を目的とせず、かつ、聴衆又は観衆から料金（いずれの名義をもってするかを問わず、著作物の提供又は提示につき受ける対価をいう。以下この条において同じ。）を受けない場合には、公に上演し、演奏し、上映し、又は口述することができる。ただし、当該上演、演奏、上映又は口述について実演家又は口述を行う者に対し報酬が支払われる場合は、この限りでない。」

- これについても、有料化すると許諾が必要に！

# 1. 閲覧／上映

3.紙の資料（書籍、雑誌など）を見てもらう場合

⇒著作権は働きません！

- 展示権：美術・写真の著作物の**原作品**のみ適用。
- 貸与権：**施設外持ち出し**の場合のみ適用。

典型例：まんが喫茶

2003年ごろ漫画家の団体がまんが喫茶を著作権で規制しようとしたがこの事実に気付いたため取りやめたことが。（ゲームソフト、DVDソフト等は権利処理済）

## 2.貸出し

- 貸出対象となる著作物が映画かそうでないかで変わってきます。
- 映画⇒著作権者（＝映画製作者、楽曲の著作権者など）の許諾が必要。
- それ以外⇒許諾不要。
- なお、有償で貸し出す場合は要許諾。

※中央館⇔分館の映画DVDソフトの「貸出」は保管場所の移動に過ぎないので「貸与」には当たらない（許諾不要）かと思います。

## 2.貸出し

- 法26条の3（貸与権）

「著作者は、その著作物（映画の著作物を除く。）をその複製物（映画の著作物において複製されている著作物にあつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供する権利を専有する。」

- 法26条（頒布権）

「著作者は、その映画の著作物をその複製物により頒布する権利を専有する。

2 著作者は、映画の著作物において複製されているその著作物を当該映画の著作物の複製物により頒布する権利を専有する。」

## 2.貸出し

- 法2条1項19号

「十九 頒布 有償であるか又は無償であるかを問わず、複製物を公衆に譲渡し、又は貸与することをいい、映画の著作物又は映画の著作物において複製されている著作物にあつては、これらの著作物を公衆に提示することを目的として当該映画の著作物の複製物を譲渡し、又は貸与することを含むものとする。」

## 2.貸出し

- 法38条4項（非営利・無料の貸与）

「公表された著作物（映画の著作物を除く。）は、営利を目的とせず、かつ、その複製物の貸与を受ける者から料金を受けない場合には、その複製物（映画の著作物において複製されている著作物であつては、当該映画の著作物の複製物を除く。）の貸与により公衆に提供することができる。」

- 映画の著作物が徹底的に取り除かれている！
- 映画の著作物の複製物の非営利・無料の貸与の規定（法38条5項）はあるが、図書館の貸出については適用できる状況になっていない。

## 2.貸出し

- 書籍・雑誌の付録CD-ROMやDVDの貸出中に「映画の著作物」があるかどうかで決定。
    - ある⇒原則として貸出できない。
    - ない⇒貸出可能
- いちいち「映画の著作物」のありなしを確認！？  
⇒JEPAの「図書館館外貸出可否識別マーク」  
<http://www.jepa.or.jp/jmark/CDlogo.html>



【館外貸出可能】  
※本書に付属のCD-ROMは、図書館およびそれに準ずる施設において、館外貸出しを行うことができます。



【館外貸出不可】  
※本書に付属のCD-ROMは、図書館およびそれに準ずる施設において、館外貸出し出すことはできません。

# 3.複製

- 「複製」（著作権法2条1項15号）に該当。
- 「複製権」（著作権法21条）が働く。
- 館種・サービス内容によっては「権利制限規定」が適用可能に。
  - 国立国会図書館、公共図書館、大学図書館など  
⇒著作権法31条1項1号
  - 学校図書館  
⇒著作権法35条1項（先生や生徒の「手足」として）
  - その他適用可能なものも（行政・立法機関での内部資料：著作権法42条1項など）



# 3. 複写

- 著作権法2条1項15号

十五 複製 印刷、写真、複写、録音、録画その他の方法により有形的に複製することをいい、次に掲げるものについては、それぞれ次に掲げる行為を含むものとする。

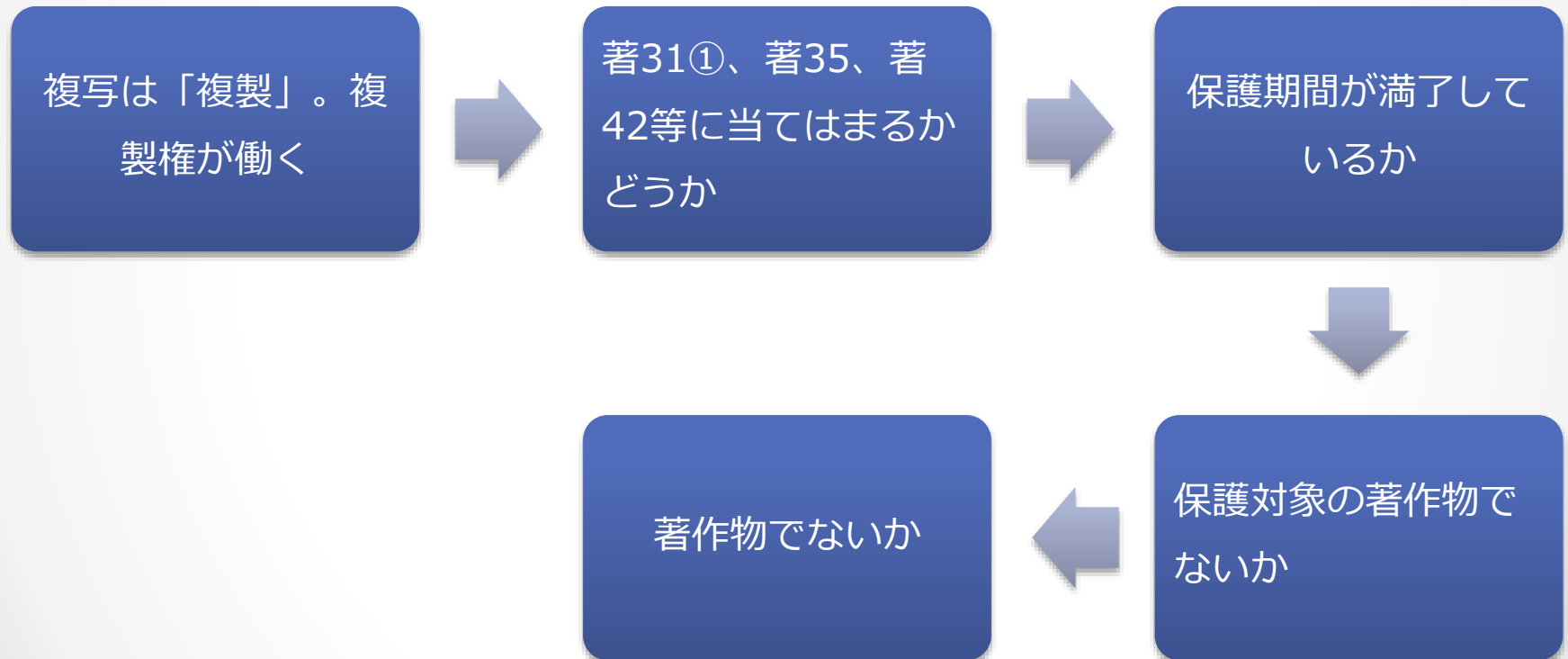
イ・ロ 〔略〕

- 著作権法21条（複製権）

「著作者は、その著作物を複製する権利を専有する」

∴ 「権利制限規定」を適用しないと、著作権者からの許諾が必要となる。

# 許諾が要るかのチェックリスト (實際上)



# 3.複写

## 複写サービスに適用可能な権利制限規定一覧

条文番号	複写の主体	複写物の使用目的	複写対象資料	複写可能範囲
31条1項1号	公共・大学図書館等	調査研究	所蔵資料	原則として著作物の一部分
35条1項	授業を担当／受ける者(*)	授業の過程における使用	制限なし(*)	必要と認められる限度内
42条1項	限定なし	裁判・立法行政内部資料	制限なし	必要と認められる限度内
42条2項	限定なし	特許・薬事関係手続	制限なし	必要と認められる限度内
(参考) 30条1項	複写物を使用する人	個人的・家庭内など	制限なし	制限なし

(\*) 学校図書館はこれらの者の「手足」としてのみ複写可。またこの場合は、自館所蔵資料に限定されると解釈。

# 3. 複写

- 公共図書館、大学図書館などの複写サービス

⇒著作権法31条1項1号を適用してコピーサービスを行うことが一般的。

著作権法31条1項1号では、

1. 著作権チェックの実施の必要性
2. 複写料金の上限（実費相当分）
3. インターネットHPのプリントアウトなどを除外
4. 利用者からの求めに応じること
5. 調査研究目的に限定
6. 複写可能範囲を「著作物の一部分」（「発行後相当期間」経過後の新聞雑誌等の掲載記事論文は全部OK）に制限
7. 一人につき一部

という様々な要件が定められています。

# 3.複写

(図書館等における複製等)

第三十一条 国立国会図書館及び図書、記録その他の資料を公衆の利用に供することを目的とする図書館その他の施設で政令で定めるもの（以下この項及び第三項において「図書館等」という。）においては、次に掲げる場合には、その営利を目的としない事業として、図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて著作物を複製することができる。

- 一 図書館等の利用者の求めに応じ、その調査研究の用に供するため、公表された著作物の一部分（発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部。第三項において同じ。）の複製物を一人につき一部提供する場合

(以下略)

# 3.複写

## 関係するガイドライン

- 日本複写権センター「複写に関するガイドライン（案）」  
（1993年6月17日）\*URLは「抜粋」版  
[http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/ctosho/lib/topic/fuku\\_guide.pdf](http://www.tsc.u-tokai.ac.jp/ctosho/lib/topic/fuku_guide.pdf)
- 「著作権法第31条に関する2つのガイドライン」（平成18年1月1日）  
<http://www.jla.or.jp/library/gudeline/tabid/239/Default.aspx>
  - 「図書館間協力で借り受けた図書の複製に関するガイドライン」
  - 「複製物の写り込みに関するガイドライン」
- 全国公共図書館協議会「公立図書館における複写サービスガイドライン」（平成24年7月6日）  
<http://www.library.metro.tokyo.jp/Portals/0/zenkouto/pdf/hukusyasabisu.pdf>

## 3.複写

問 1 著作権チェック（複写申込書記入）がなぜ必要なのか？

答 1 著作権法第31条第1項が適用される場合の複写の「主体」を図書館と解釈するための要件の一つとして、著作権チェックを行う必要があるとされているため。

具体的には、「複写に関するガイドライン（案）」における要件を満たすために必要。

参考) 全公図 [「複写サービスガイドライン」](#) 3(1)・(2)

# 3.複写

- 著作権チェックを行わなければならない根拠

著作権法第31条に該当しない複写

〔①・② 略〕

## ③コイン式複写機器等による複写

ただし、次の4条件を満たす場合は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

(1) 使用するコイン式複写機は、図書館等による複写に準じて取り扱う。

(2) 利用者は、図書館等に複写の申し込みをしなければならないこと。

(3) 図書館等は、この申し込みについて、適法なものか否か厳格な審査を行うこと

(4) 複写後、図書館等は、作成された複写物が申し込みの内容と合致しているか否かを厳格に審査すること〔以下略〕

「複写に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案）

⇒この基準は業者委託の場合にも事実上適用されていることから、すべての場合において著作権チェックが必要なものと解されることとなります。



# 3.複製

- 著作権法第31条第1項が図書館にコピーサービスを義務づけるものではないとする根拠

著作権法31条1号…は、…著作権者の専有する複製権の及ばない例外として、一定の要件のもとに図書館において一定の範囲での著作物を複製することができるとしたものであり、**図書館に対し、複製物提供業務を行うことを義務付けたり、蔵書の複製権を与えたものではない。**ましてや、この規定をもって、**図書館利用者に図書館の蔵書の複製権あるいは一部の複製をする権利を定めた規定と解することはできない。**

「多摩市立図書館事件判決」（東京地方裁判所平成7年4月28日判決）

参考) 全公図 [「複製サービスガイドライン」](#) 2(6)

## 3.複写

問3 著作権法第31条第1項に基づいて行う複写サービスの料金の上限額は定まっているか？

答3 著作権法第31条第1項には「その営利を目的としない事業として」という定めがあり、実費を徴収するのは差し支えないものの、実費額をはるかに超える額を徴収する場合には、営利的色彩を帯びるとされています。したがって、実費額相当分が上限とみるべきと考えます。

# 3.複写

- 「その営利を目的としない事業」の意味

図書館の施設が複製できるのは、その営利を目的としない事業としてでありますから、官公施設や公益法人施設が利用者から実費を徴収するのは差し支えありませんが、実費名目でも、複写設備維持費・用紙代・人件費等の実額をはるかに超える費用を徴収するときは、営利的色彩を帯びるものとして、脱法行為のそしりを免れません。

(加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター, 2013, p.255-256.)

※ただ、現実的には、大多数の公立図書館では1枚10円といった安価で提供しているため、この規定の意味はほとんどない？

## 3.複写

問4 図書館においてインターネットのホームページのプリントアウトを提供することは可能か。

答4 著作権法第31条第1項には「図書館等の図書、記録その他の図書館資料」に限り複製の対象とすることができる旨定められていますので、「図書館等の」図書館資料とはいえないインターネットのホームページはその対象とはなりません。したがって、プリントアウト提供は原則としてできないことになります。

# 3.複製

- 「図書館等の図書、記録その他の資料（以下この条において「図書館資料」という。）を用いて」の意味

図書館等の施設において複製の対象となり得るのは、図書館等の図書・記録その他の資料に収録されている著作物ということであります。単に図書館等の資料と書いてありますが、全国津々浦々の施設にある資料をどれでもコピーできるということではなく、複製しようとする施設の蔵書とか保管資料を意味するものであります。

(加戸守行『著作権法逐条講義 六訂新版』著作権情報センター, 2013, p.256.)

∴他館借受資料とインターネットHPは除外。

参考) 全公図 [「複製サービスガイドライン」](#) 2(2)

## 3.複写

問5 他の自治体の図書館から借り受けた図書館資料の複写サービスを提供することは可能か。

答5 著作権法第31条第1項には「図書館等の図書、記録その他の図書館資料」に限り複製の対象とすることができる旨定められていますので、インターネットのホームページと同様、「図書館等の」図書館資料とはいえない借受資料はその対象とはなりません。ただ、権利者団体の理解を得て図書館団体が策定したガイドラインの要件を満たせば、提供しても事実上差し支えないと考えられています。

# 3.複製

他館借受資料については、「[借受ガイドライン](#)」により図書に限り一定条件で認められることに。

3. このガイドラインによって複製物を提供する図書館においては、利用者が求める図書の提供に当たっては、購入その他の手段により自館において構築した自館の蔵書によるべきであり、他館から図書を借用して提供するのは、それが入手困難な場合と、利用者が求める図書が自館の蔵書構築方針の観点から著しく例外的である場合に限ることを原則とする。

4. 前項の「入手困難な場合」とは、以下の場合を指す。

(1) 研究報告書であるなどの理由で一般市場に出回っていない場合、あるいは、絶版となったり、在庫状況が確認できないなどの理由で直ちに購入することが著しく困難である場合

(2) 購入する予算を直ちには準備することができない場合、あるいは、全館セットでしか購入できない複数巻の図書などのように、購入・予約方式などの点で直ちに購入することが著しく困難である場合。

## 3.複写

問6 CD-ROMやDVDなどに登載された文書や図画も著作権法第31条第1項による複写サービスの対象とできるのか。

答6 著作権法第31条第1項に定められている「図書館等の図書、記録その他の図書館資料」には、CD-ROMやDVDなどのような電子媒体に含まれる資料（電子資料）も対象となります。

ただ、同項第1号に定められている複写範囲の上限である「著作物の一部分」の画定が難しいのではないかとと思われます。



# 3.複製

## 電子資料のプリントアウトサービスを可能とする根拠

…このように「刊行物」に電子媒体が含まれることとした場合、第31条第1号の図書館等における複製の対象となる「定期刊行物」にもCD-ROM等の電子媒体が含まれることとなるが、この点についてもこれらの電子媒体が紙媒体と同様に取り扱われている実態からすると、電子媒体を含むこととしても差し支えないと考えられる。電子媒体による「定期刊行物」についても、第31条により認められる複製の範囲は紙媒体の場合と変わらない。

「著作権審議会第1小委員会審議のまとめ」（平成12年12月 著作権審議会第1小委員会） [http://www.cric.or.jp/houkoku/h12\\_12a/h12\\_12a.html](http://www.cric.or.jp/houkoku/h12_12a/h12_12a.html) のII (1)

## 3.複写

問7 著作権法第31条第1項第1号による複写サービスの対象者に限定はありますか。

答7 かつては、来館による利用者しか対象にならないとか、企業・団体は対象外であるとの解釈もみられましたが、現在では、郵送や電子メール、ウェブフォームによる複写申込みを行った人でも、企業・団体でも対象であるとの解釈が一般的です。

また、企業名の領収書は発行できないという解釈もみられましたが、そのような制限はないとの解釈が一般的です。

# 3.複製

- 「図書館等の利用者の求めに応じ」の意味

⇒「図書館の利用者」：遠隔複製の利用者や法人等も含む。（かつては直接来館者のみを指すこととされていた）

著作権法第31条に該当しない複製

⑤来館者以外の者に提供する複製（ただし、当分の間、郵便の往復による利用者への直接の提供の場合は来館者の提供に準じて取り扱う。）

「複製に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本複製権センターから協力委員会に提案）

⇒「求めに応じ」：具体的な申込みがあってから複製するということを意味する。SDIサービスのよう、あらかじめ関心分野を登録してその関心分野に合ったと思われる文献を複製して提供する、というものは、具体的な申込みがないため同条では読めない。また、事前に予測して溜めておくような場合も読めない。

# 3.複製

- 「調査研究」の意味

(i) 娯楽、営業活動などを除外する。

(ii) 「個人の私的な調査研究」に限らない。団体の調査研究、営利目的の調査研究（得意先の事務所までの経路を調べる、商品開発の参考とするためのニーズ調査、市場調査など）も含まれる。

鈴木「では、このいわゆる“調査研究”の目的が、営利であるか、非営利的であるかは必ずしも関係ないのですね」

佐野「依頼者の調査研究の用に供するものであれば、複製できるわけです」

佐野文一郎・鈴木敏夫著『改訂 新著作権法問答』（昭和54年、出版開発社）p.254

∴ 企業を宛名とする領収書を発行してもかまわない。

# 3.複製

- 「著作物の一部分」の意味

⇒「著作物」≠「資料」

∴ 論文集・短編集⇒論文・短編の一部分

写真集・画集・書集⇒写真や絵画、書の一部

歌集・楽譜集・歌詞カード⇒1曲の半分

CDやレコードのジャケット⇒その半分

一枚ものの地図⇒地図の半分

住宅地図⇒見開きの半分

俳句・短歌・詩歌・事典の一項目⇒その半分。ただし、

「写り込みガイドライン」で事実上複製可に。

\*楽譜、地図、写真集・画集（書も）、雑誌の最新号は除外。

参考) 全公図 「複製サービスガイドライン」 2(4)イ・ウ

## 3.複写

問：美術品の写真のコピーについて  
書画、絵画等の平面的な美術品のコピーについては、没後50年を経過していれば複写が可能か。また、このような美術作品の複写について実際の運用としてどのようにするのがよいか。

答：二次元の物を複製するために撮影された写真については、著作権が認められていません。このため、没後50年を経過していれば全部を複写することが可能です。

実際には…色々方法はあるかと思いますが、例えば、申込の際に没年を申し添えてもらうという方法があるかと思いますが（もちろんピカソなどのように自明の場合は特に不要かと思いますが）

参考) 「著作物にはどんな種類がある？」（著作権情報センターHP） <http://www.cric.or.jp/qa/hajime/hajime1.html>

# 3.複写

問：楽譜の複写について  
作曲者、作詞者、編曲者等異なるが、どのような運用をしたら  
よいか。

答：著作権法で認められる範囲（1曲の半分）でのみ認めるとい  
う運用が基本だと思いますが、1曲全体の複写を希望された場合  
は、楽曲の著作権は基本的にJASRAC（日本音楽著作権協会）に  
その管理が委託されていると思いますので、JASRACからまとめ  
て許諾を取ってもらえればよいと思います。

参考）「出版物などの製作」（JASRACホームページ）  
<http://www.jasrac.or.jp/info/create/publish.html>

# 3.複製

- 「一部分」 = 「半分」の根拠

この規定においては、著作物の一部分の複製を認めるものであって、著作物の全部又は相当部分の複製を許容するものではない。「一部分」とは、少なくとも半分以上を意味するものと考えられる。また、著作物が多数収録されている編集物にあっては、「定期刊行物」を除き、掲載されている個々の著作物について「一部分」であることを要するものである。

「著作権審議会第四小委員会（複製・複製関係）報告書」1976.9の第2章「2. 図書館等における複製複製」[http://www.cric.or.jp/houkoku/s51\\_9/s51\\_9\\_main.html#2\\_4](http://www.cric.or.jp/houkoku/s51_9/s51_9_main.html#2_4)

- 一著作物の範囲の画定方法

…本件著作物は、各項目毎にまとまった内容を有しているものと窺われかつ著作者が明示されており、「各人の寄与を分離して個別に利用することができないもの」（著作権法2条12号）とはいえず…原告の請求した本件複製請求部分は、著作物の全部に当たるものであって…

「多摩市立図書館事件判決」（東京地方裁判所平成7年4月28日判決）



# 3.複製

- 俳句・短歌の一首、事典の一項目等の複製

「複製物の写り込みに関するガイドライン」（平成18年1月1日）を適用。

（複製物の作製）

3 図書館が利用者の求めに応じて複製機器による紙面への複製を行う際には、著作権法第31条第1号に基づき、**著作物の一部分のみ**（以下「複製対象」という。）**の複製を行うが**、同一紙面（原則として1頁を単位とする）上に複製された複製対象以外の部分（写り込み）については、権利者の理解を得て、**遮蔽等の手段により複製の範囲から除外することを要しないものとする。**

⇒マスキングしなくてもマスキングしたことにしますよ、ということ。

参考) 全公図 [「複製サービスガイドライン」](#) 2(4) ウ

# 3.複写

## ● 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。

\* 詳細な解説⇒「地図の著作権」（リサーチ・ナビ）

[http://rnavi.ndl.go.jp/research\\_guide/entry/theme-honbun-601008.php](http://rnavi.ndl.go.jp/research_guide/entry/theme-honbun-601008.php)

○ 冊子体の地図が見開きの片ページまでに限定される理由

なお、弊社では住宅地図の製作工程を踏まえ、著作権法の趣旨に沿い検討を重ねた結果、上記3の通り、複写を区割り図の半分を超えないこととする結論にいたりしました。

この結論にいたるまでの弊社の考え方は、以下の通りです。

- (1) 弊社住宅地図は、各区割り図ごとに創作されたものである。
- (2) 住宅地図帳そのものは別個独立の著作物である各区割り図の集合物である。
- (3) 弊社住宅地図について、著作権法31条における著作物とは、区割り図（住宅地図見開き2頁）をいう。
- (4) 著作権法31条により複写サービスを許される著作物の一部とは、弊社住宅地図については、各区割り図（住宅地図見開き2頁）の半分（1頁相当分）を超えない範囲をいう。

（出典）株式会社ゼンリン「住宅地図の複写」について」平成17年1月11日

## 3.複写

問：地図でいうところの一区画の解釈について。

答：前述のとおり、個々の地図の半分までとなります。住宅地図の場合は見開きの半分までになります。

ただ、国土地理院の地形図の場合は、一図葉全部までコピーできます。

# 3. 複写

- 地図の複写範囲の解釈

個々の地図の半分まで。冊子体の場合、見開きの片ページまで。ただし、**国土地理院が作成した地図は、調査研究目的なら全部複写可。**

- 国土地理院作成地図の取扱い ([平成20年国地総務第325号](#))

42. 図書館における国土地理院の測量成果の複製について教えてください。

著作権法第31条において、複製の目的が営利性を有せず学術調査・研究の場合に限り、図書館において、1人につき一部、地図一図葉の複製が可能です。

「承認申請Q&A」国土地理院ホームページ  
<http://www.gsi.go.jp/LAW/2930-qa.html>

# 3. 複写

- 「発行後相当期間を経過した定期刊行物に掲載された個々の著作物にあつては、その全部」の意味

⇒ 「発行後相当期間」：次号発行又は3カ月経過後

a 第1号関係

「発行後相当期間」 次号が出されるまで（発行後3か月経過しても次号が発行されないものは3か月経過後）とする。

「複写に関するガイドライン（案）」（1993.6.17 日本複写権センターから協力委員会に提案）

参考) 全公図 [「複写サービスガイドライン」](#) 2(4)エ

- ただ、大学図書館間では大学紀要に関して [別の取り決め](#)（受入日から複写OK）あり。
- 最新号が×というわけではなく、図書等と同じ扱い。
- ∴ 最新号を×にするためには別の理屈が必要。

## 3. 複写

問：新聞のコピーについて

当日の新聞は本来半分以下であれば複写可能であるが、現状は図書館の運用上、複写はお断りしている。運用をどのようにすればよいか。

答：図書館には著作権31条に定められた範囲の複写を行う義務はありませんので、お断りする運用で問題ないと思います。ただ、例えば、新聞社の経済的利益を考慮する等、そのような運用をする理由付けは考えておいた方がよいと思います。

# 3.複写

- 「一人につき一部」の意味  
⇒字義どおりです。
- 「後日半分」「知人と手分け」「他館で半分」問題  
⇒注意を払うのは限度あり。対応可能な範囲でよいのでは？
- 分冊の取扱い：「一著作物」がどこまで続くか。
- 付図・付録の取扱い：本文で言及あれば「一著作物」。
- 図版となっている地図や写真：本文と一体で考えるということでは。

# 3.複写

- 学校図書館の複写サービス
- 著作権法31条1項適用は×。自校の先生・児童生徒の「手足」として35条1項の複写を行うのは可か。
- この場合…
  - (i)授業・調べ学習・校内行事（文化祭、体育祭など）で先生（学校教諭・大学教授に限らず）や児童生徒が利用するための複写OK。
  - (ii)複写可能範囲は「必要と認められる限度」なので一部分を超えてもOK。翻訳・翻案・変形等もOK。
  - (iii)他校の資料でもOK。
  - (iv)ただし、目的外使用不可。



# 3.複写

- 学校図書館の複写サービス
- 著作権法第35条第1項（授業等での複製）

「学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる、この限りでない。」

## 3.複写

問：他館借受資料の複写について

公共図書館では他館借受資料の複写は不可だったと思うが、学校図書館では著作権法第35条第1項のため、他校借受資料の複写はできるのか。

答：お書きのとおり、著作権法第35条第1項では、（31条1項1号のような）所蔵資料に対象資料を限定していませんので、他校から借り受けた資料を学校図書館でコピーすることは（コピーしたものを「授業の過程」で使う場合には）可能です。

\* 公共図書館でも「借受ガイドライン」を遵守すれば他館借受資料の複写は可能です。

# 3.複写

問：模写（トレース）した場合のイラストの著作権について美術の授業でのポスター制作、スマホから他人の写真を手書きで写す、または模写（トレース）する場合のイラストの著作権はどうなるのか。

「写真そのものではない」×「授業で使用」→「著作権侵害無し」という理解でよいのか。

答：授業の過程で使う場合には、これら全ての場合で著作権法第35条第1項が適用できます。ただ、これらにより製作した作品を授業以外の目的で使う（美術展で展示する等）場合には、同項が適用されなくなりますので、許諾が必要となります。

# 3. 複写

問：授業時間中に授業者が行う複写等はどこまで許されるのか。

例) 当月号の雑誌『ピアノ』に載っている楽譜のコピーが必要な場合。

例) 当日の新聞のコピーを使いたい場合。

(現在の対応) 図書館にコピー機があるので、授業者が来て複写をするのは認めている。(司書はやらないので、生徒だけが来たときは断っているが、本音を言うとコピーしてやりたい。)

答：授業で使うのであれば、(31条とは異なり) 最新号の場合は一部分しかコピーできないという制約はありませんので、認めて挙げてもらってもよいのではないかと思います。

参考) 著作権法第35条ガイドライン協議会「学校その他の教育機関における著作物の複製に関する著作権法第35条ガイドライン」(平成16年3月)

[http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act\\_article35\\_guideline.pdf](http://jbpa.or.jp/pdf/guideline/act_article35_guideline.pdf)

# 3.複写

- 携帯電話等での所蔵資料の撮影
- 利用者が所持する複製機器（携帯電話のカメラなど）での複製（撮影も含まれます）には、著作権法31条が適用されず、著作権法30条1項（私的使用のための複製）の規定により、著作権者の許諾なしに行えると解するのが一般的。
- ただ、著作権者の経済的利益への配慮や利用者のプライバシー保護、静謐な利用環境の保持のために制限する図書館が多い。

参考) 全公図 [「複写サービスガイドライン」](#) 3(4)

# 3.複写

## 著作権なるほど質問箱

### 著作権Q&A

☑ トップページ  
(著作権Q&A)

☑ 更新履歴

☑ 著作権制度の概要

☑ トピックス

☑ 関連用語

☑ 最近の法改正等について

☑ 関係法令

☑ セミナー・シンポジウム  
のお知らせ

**Q** 図書館の利用者から、自己が所有するハンディコピー機やデジタルカメラを持参して当館の図書資料を複製したいとの相談がありました。著作権の問題はありますか。

**A** 利用者が違法に利用することを承知していながら複製を認めた場合などの特別な場合を除き、一般的には著作権の問題はありません。著作権法では、私的使用のための複製(第30条第1項)を認めており、個人的な利用目的で利用者が自己の機器を用いて著作物を自ら複製することは、著作権者に無断でできます。なお、著作権の問題とは別に、図書館の管理上の問題として、持ち込み機器によるコピーを禁止することができるのは言うまでもありません。

文化庁HP「著作権なるほど質問箱」掲載の問答

## 4.引用・転載

- 「引用」か「転載」か。
  - 「引用」（法32条1項）の要件に当てはまれば「引用」。それ以外のものは「転載」。
  - ただ、元の記事・論文から独立したものとして扱われる場合も（抄録の場合など）。
    - 「指示的抄録」（文献の存在について指示を与えるだけであって、内容の把握については本文を必要とする程度のもの）⇒元の記事・論文から独立。
    - 「報知的抄録」（内容をある程度概括）⇒翻案に該当する場合もあり得る。
- ※自分の言葉で表現した抄録は翻案ではない。

# 「引用」の要件(1)

- 出典を明記すればよいというものではない。
- 「主従関係」「明瞭区別性」「出所明示」の要件が必要。
- 「主従関係」：引用した著作物と引用元の著作物を比べ、前者が「従」、後者が「主」である関係が必要。
  - ⇒「被引用著作物が引用著作物の内容を補足説明し、あるいはその例証、参考資料を提供するなど引用著作物に対し付従的な性質を有しているにすぎないと認められるかどうかを判断して決すべきもの」（東京高裁 S60.10.17判決）



# 「引用」の要件(2)

- 「明瞭区別性」：引用を含む著作物の表現形式上、引用して利用する側の著作物と、引用されて利用される著作物とを明瞭に区別して認識することができ」（最高裁H55.3.28判決）ること。  
⇒カギカッコで括る、行頭・行末を1字から数字分上げ下げするなど。絵画や写真の場合は明白。
- 「出所明示」：著作者、著作物の名称、発行年月、出版社の名称等を慣行に従って表示すること。転載箇所とできるだけ近接する必要が。

## 5. ネット上の画像等の利用

- インターネット上にある場合でも、紙で流通しているものと同じく、原則として著作権が働きます。
  - ∴ 権利制限規定が働くななどの場合を除き、その利用には著作権者からの許諾を得る必要があります。
  - ⇒ フリー素材のものが多く出回っていますので、利用規約等に従い、そちらをご利用するのがよいと思います。

## 5. ネット上の画像等の利用

問：生徒のレポート作成における著作権への配慮について環境問題などのテーマでウェブサイトから図・文章を引用する場合、どの程度著作権に配慮すべきなのか。専門科（電気科など）の課題研究で同様の引用の場合も。

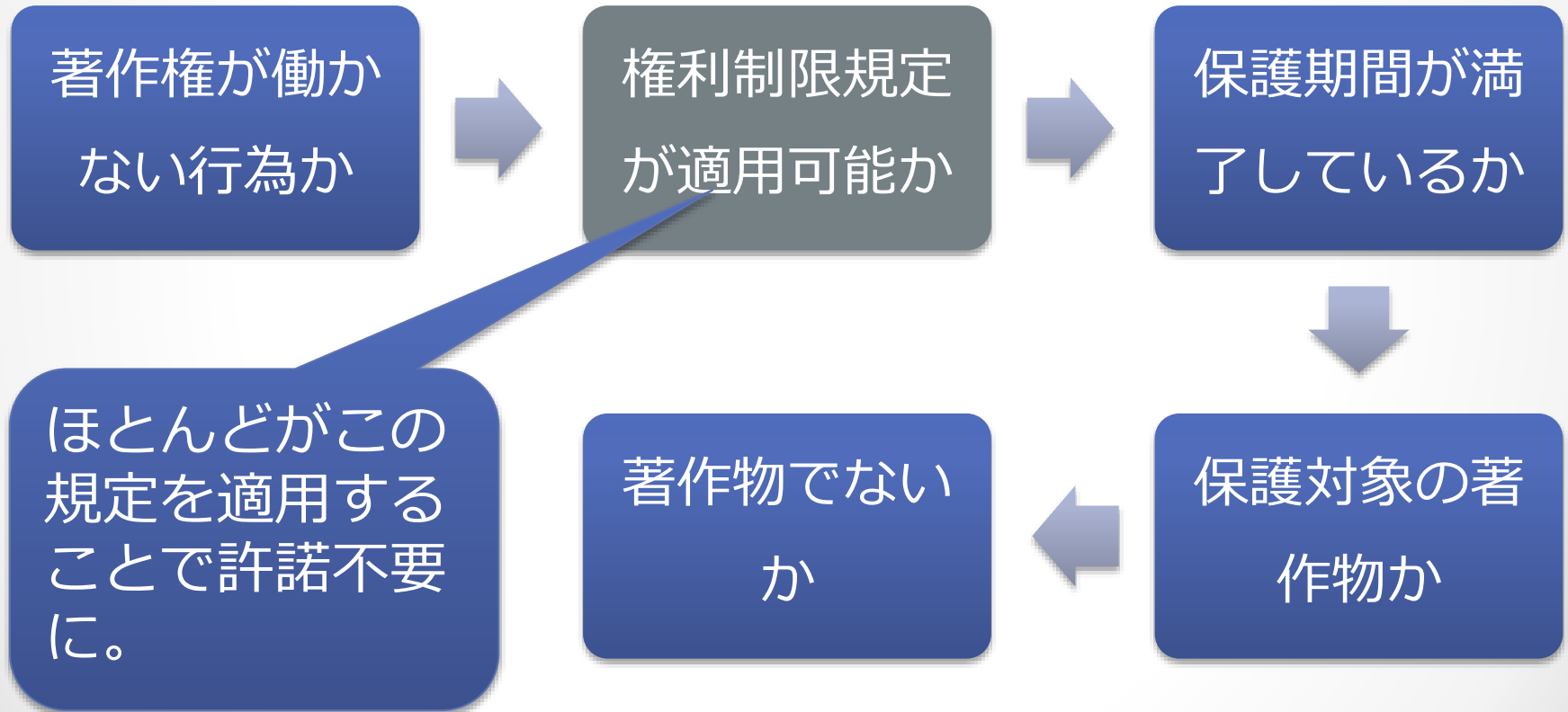
答：本来授業の過程での著作物の利用は、著作権法第35条第1項の規定が適用されるため、特に留意すべきことはありませんが、将来のことを考えると、引用のルールに基づいてレポートを作成するよう指導されるのがよいと思います。「主従関係」「明瞭区分性」「出所の明示」を徹底されるのがよいと思います。

# 権利制限規定が適用できない ときは？

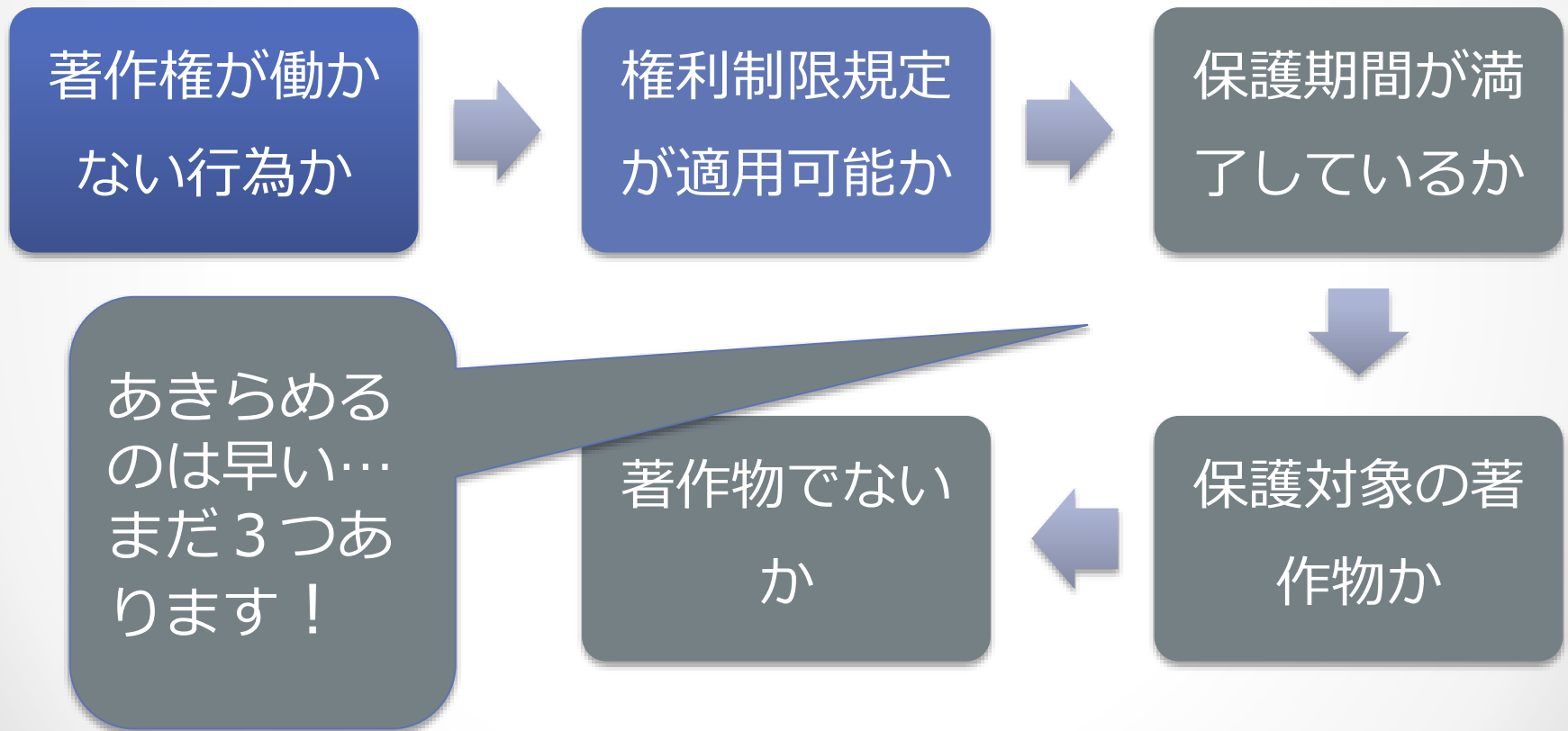
...

平成27年度図書館職員専門研修  
はじめての著作権

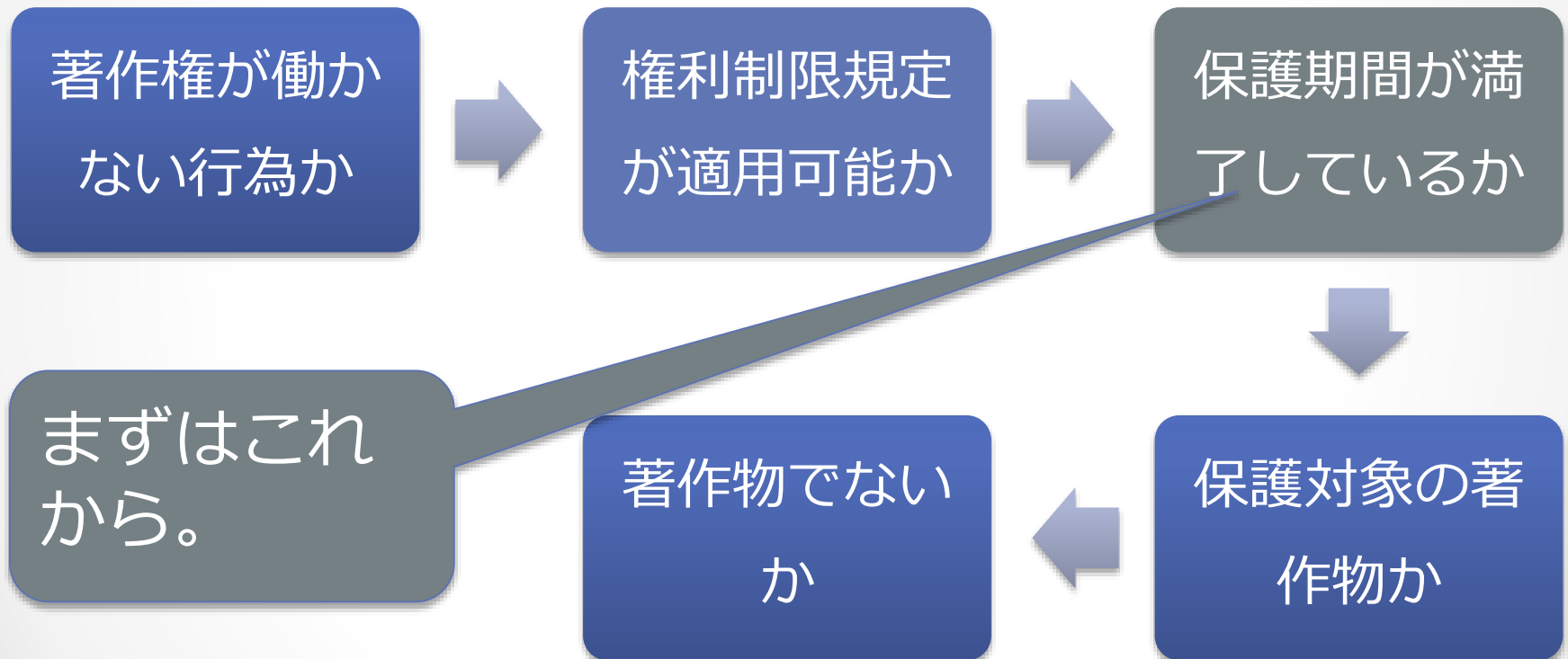
# 「権利制限規定」の働き



# 許諾が必要かのチェックリスト

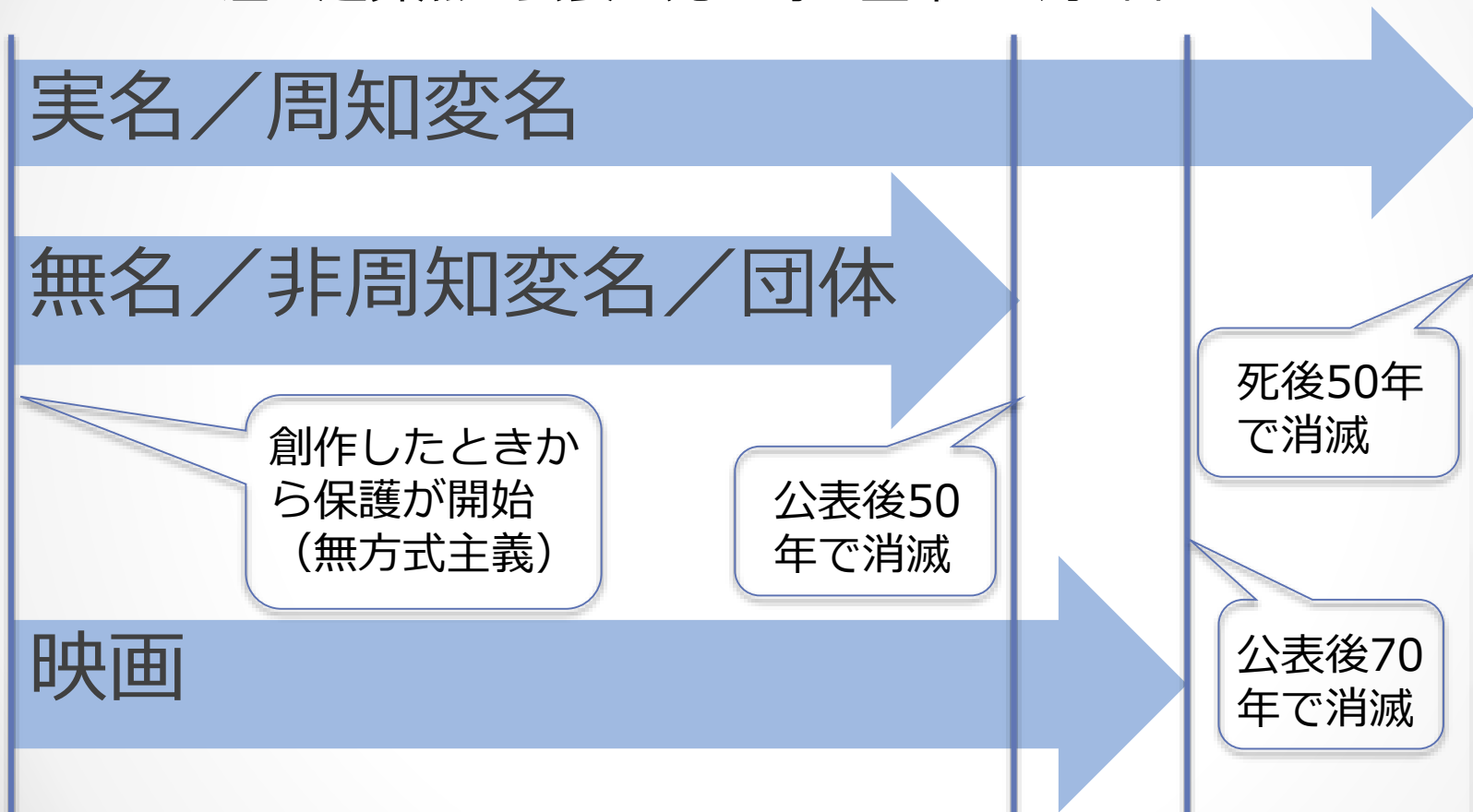


# 許諾が必要かのチェックリスト



# 著作権の保護期間

注：起算点は公表・死亡時の翌年の1月1日



注：昭和32年以前に公表された写真の著作物の著作権は、すべて消滅しています。



# 著作権の保護期間

- 活用例：青空文庫 <http://www.aozora.gr.jp>  
著作権が消滅した文学作品を中心にテキスト化を行い、無料でネットで公開するサイト。  
(例) 太宰治 (1909-1948) の作品  
吉川英治 (1892-1962) の作品  
\* 江戸川乱歩 (1894-1965)、谷崎潤一郎 (1886-1965) などが、今年12月31日で保護期間満了。

# 太宰治 「人間失格」

## 人間失格

### 太宰治

+目次

#### はしがき

私は、その男の写真を三葉、見たことがある。

一葉は、その男の、幼年時代、とでも言うべきであろうか、十歳前後かと推定される頃の写真であって、その子供が大勢の女のひとに取りかこまれ、（それは、その子供の姉たち、妹たち、それから、従姉妹たちかと想像される）庭園の池のほとりに、荒い縞はかまの袴をはいて立ち、首を三十度ほど左に傾け、醜く笑っている写真である。醜く？ けれども、鈍い人たち（つまり、美醜などに関心を持たぬ人たちは、面白くも何とも無いような顔をして、

「可愛い坊ちゃんですね」

というお世辞を言、それ、お世辞に聞かぬ、この、謂はば通俗の「可愛い」さ、

# 著作権の保護期間

問：TPPによって著作権のルールはどのくらい変わるのでしょうか。  
（著作権切れの年数問題も含めて）

答：現在文化庁が3月の法案提出に向けて法案作成作業を行っているようですので詳細は不明ですが、大きく①保護期間が20年間延長される、②著作権等侵害罪の一部非親告罪化（二次創作分野への影響に配慮）、③アクセスコントロールに関する制度整備（公正な目的で行われる、権利者の利益に不当な不利益を及ぼさない行為が対象外になるよう配慮）、④法定損害賠償に係る制度整備（日本の法体系に即したものとなるよう配慮）等に分けられます。

図書館では①②が影響があると思われませんが、①については、「不遡及原則」と言って、いちど消滅したものは復活しないという原則がありますので、既存のアーカイブへの影響は少ないと思います。

参考) 文化庁「TPP協定（著作権関係）への対応に関する基本的な考え方（案）」文化審議会著作権分科会法制・基本問題小委員会（第7回）配付資料

1. 平成27年11月11日.

[http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27\\_07/pdf/shiryo\\_1.pdf](http://www.bunka.go.jp/seisaku/bunkashingikai/chosakuken/hoki/h27_07/pdf/shiryo_1.pdf)

# 著作権の保護期間

問：没後50年を迎えた著作物は全てにおいて複写可能か。

答：日本の著作権法では、没後50年により著作権が消滅することとされていますので、（本国では没後70年で著作権が消滅する欧米の著作物を含め）基本的には複写可能です。復刻版や翻刻版も、解説等の新たな著作物が追加されていない限りは、同様です。絵画や写真については、これらを複製するために撮影された写真自体に新たな著作権が発生しないことになっていますので、同じく全部複写できます。

ただ、「戦時加算」という制度があり、第二次大戦の開始から戦争の講和までの期間に存続していた連合国側の著作物については、その多くが11年弱の期間加算されますので、消滅していないものがあります。

参考) 「著作権の保護期間に関する戦時加算とは？」(JASRACホームページ) [http://www.jasrac.or.jp/senji\\_kasan/about.html](http://www.jasrac.or.jp/senji_kasan/about.html)

# 吉川英治「三国志」

## 二国志

### 序

#### 吉川英治

三国志は、いうまでもなく、今から約千八百年前の古典であるが、三国志の中に活躍している登場人物は、現在でも中国大陸の至る所にそのまま居るような気がする。——中国大陸へ行って、その雑多な庶民や要人などに接し、特に親しんでみると、三国志の中に出て来る人物の誰かしらときっと似ている。或いは、共通したものを感じる場合がしばしばある。

だから、現代の中国大陸には、三国志時代の治乱興亡ちらんこうぼうがそのままあるし、作中の人物も、文化や姿こそ変っているが、なお、今日にも生きているといっても過言でない。

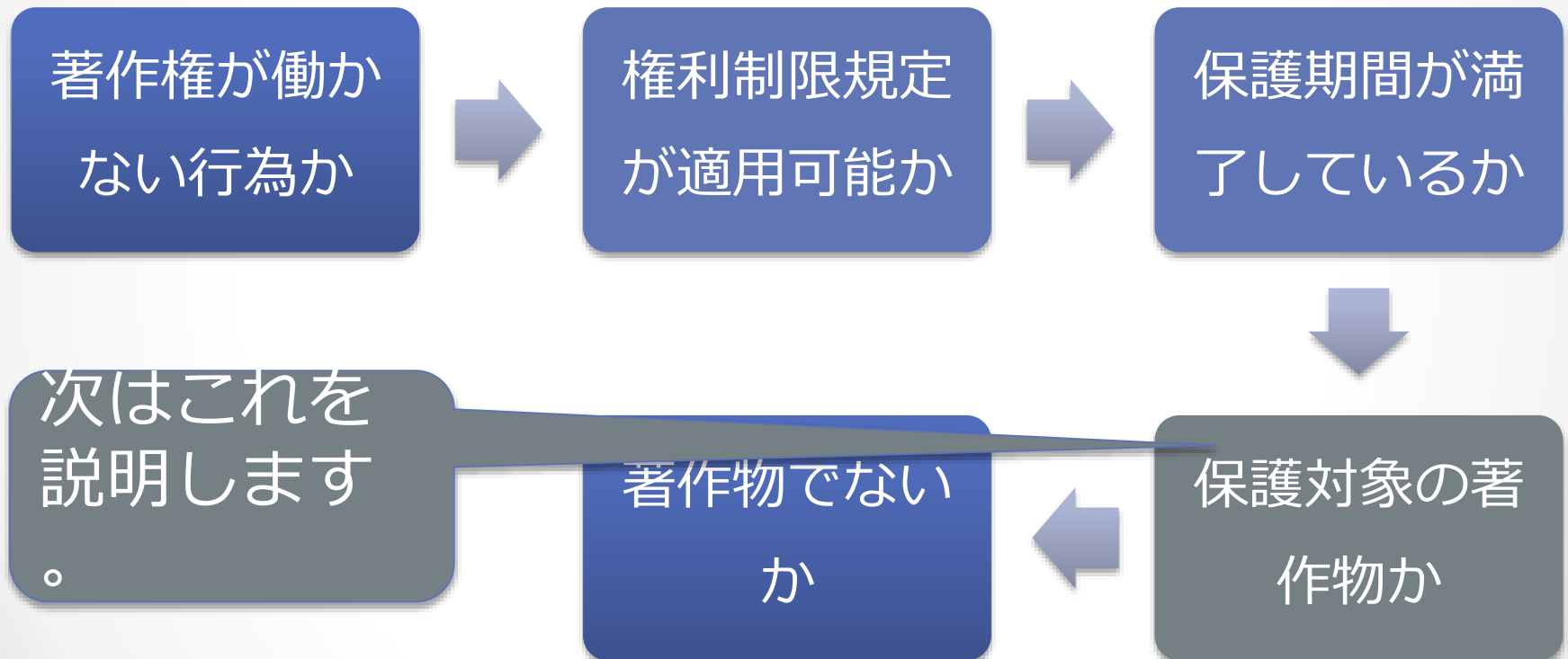
×

三国志には、詩がある。

単にぼうだい膨大な治乱興亡を記述した戦記軍談たくいの類でない所に、東洋人の血を大きく搏つう一種の諸調かいちょうと音楽と色

形しだせる

# 許諾が必要かのチェックリスト



# 著作権で保護されない著作物

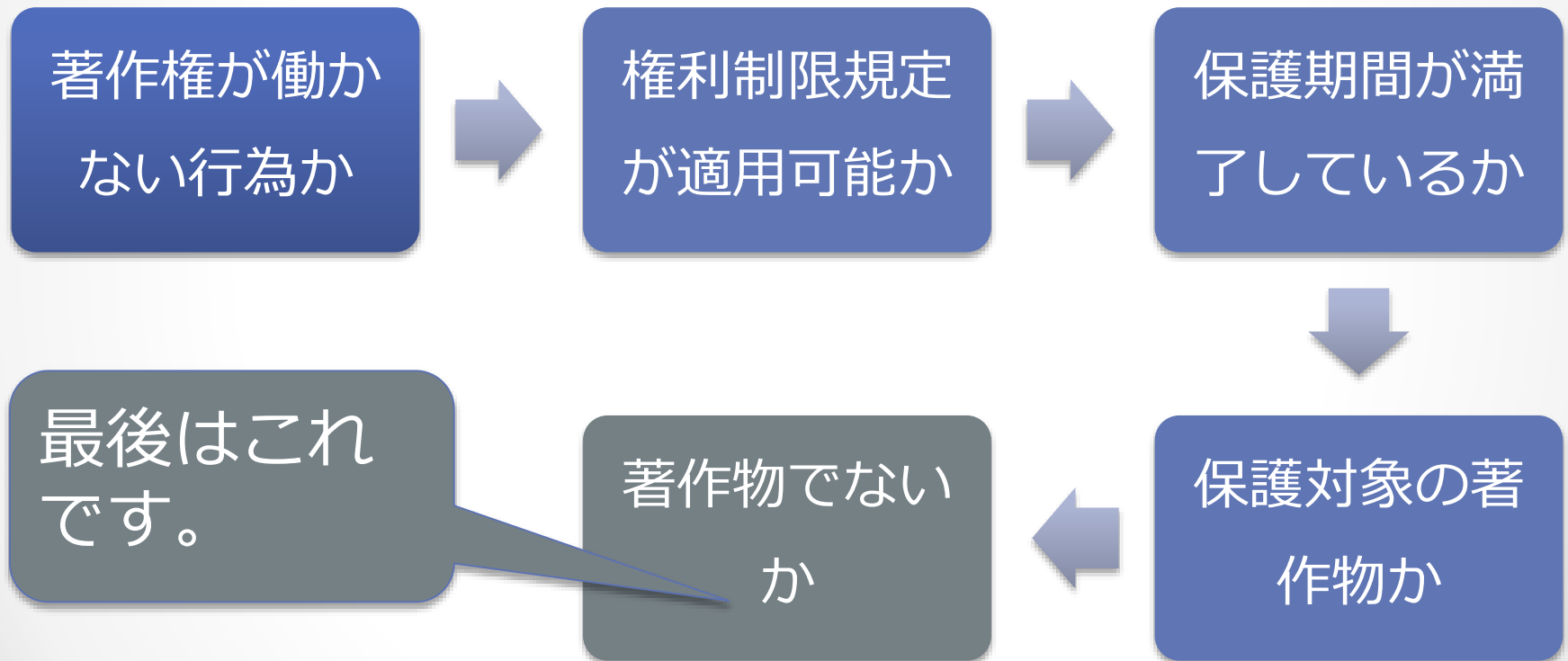
## 1. 公的機関作成の著作物の一部

憲法・法律、告示・通達類、裁判所等の判決、これらの公的な翻訳・編集物（著作権法13条各号）

## 2. 特定の国の著作物の場合

国交がない国・国際条約未加入国（北朝鮮、イラク、イラン、ウズベキスタン、サンマリノなど）の著作物（著作権法6条）

# 許諾が必要かのチェックリスト





# 著作物でないもの

## ① 思想又は感情を表現していないもの

客観的なデータ（人口、氏名、地名、価格、数量、書誌データ、化学式、歴史的事実、年号…）など。

## ② 創作的でないもの

（例） 5W1Hしか書いていないような記事

復刻・翻刻

複製画・複製写真

時系列順・50音順・条文順等、誰でも思い付くような配列でデータを並べた図表（誰が作っても同じようなものができる場合）

題号・キャッチフレーズ・スローガン（短すぎて創作性が発揮できない）

# 著作物でないもの(続)

## ② 創作的でないもの (続)

(例) あるデータを棒グラフ・折れ線グラフ・円グラフ等、誰にでも思い付くような形にしただけのもの

※ 新聞の見出しの利用をめぐる争われた裁判において、ほとんどの新聞の見出しは著作物に当てはまらない(ありふれた表現のため)とした判決あり(知財高裁平成17年10月6日判決「ヨミウリ・オンライン事件控訴審判決」)。

## ③ 表現されていないもの

アイデア、着想など。

## ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属しないもの

工業製品、服飾デザイン、工業製品、おもちゃ、型紙等

考え方は身に付きましたか？

ワークショップで実際に考え方を適用してみてください！